

# 一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター事業掛金負担者 に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日 規程第 1 号

## (目的)

**第 1 条** この規程は、一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）定款第 38 条の規定に基づき、事業掛金負担者に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人事業所をいう。
- (2) 会員 定款第 37 条に規定する事業掛金負担者で、第 3 条に定める資格を有し、第 4 条に定める入会手続きを完了し、入会を承認された者をいう。

## (会員の資格)

**第 3 条** 会員になることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 藤枝市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
  - (2) 藤枝市内に居住し、藤枝市外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
  - (3) その他理事長が特に認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。
- (1) 臨時、パートタイマー、その他これに準ずる者で、就業時間が正規従業員の 2 分の 1 未満で、入会后 6 ヶ月以上の雇用が見込まれない者
  - (2) 第 14 条の規定に基づき除名された者
  - (3) その他理事長が不相当と認めた者

## (入会手続)

**第 4 条** サービスセンターに入会しようとする者は、入会申込書（様式第 1 号（事業所会員用又は、個人・グループ会員用））に次の各号の書類を添付して理事長に提出し、入会の承認を得た後、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 事業所登録票（様式第 2 号（事業所会員用又は、個人・グループ会員用））
  - (2) 会員登録票（様式第 3 号）
  - (3) 預金口座振替申込書（様式第 4 号）
  - (4) その他理事長が特に必要と認める書類
- 2 理事長は、入会を承諾した時は、会員証を交付するものとする。
- 3 会員証の交付は、入会を承諾した日の属する月の翌月 1 日とする。

## (資格の発生)

**第 5 条** 会員たる資格は、前条の規定に基づく会員証の交付日（以下「入会日」という。）から発生する。

## (入会金)

**第 6 条** 入会金の額は、会員一人につき 800 円とする。ただし、次の場合は、入会金を減免することができる。

- (1) 1 事業所で同時に 50 人以上が入会する場合

(2) 会員拡大キャンペーン実施期間中に入会する場合

(3) 理事長が特に認めた場合

2 入会金は、第4条の入会手続きの際に事務局へ現金で納付しなければならない。

3 既納の入会金は返還しない。

#### (会費)

**第7条** 会費は、会員一人につき月額500円とする。

2 会費の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月までとする。

#### (会費の納入方法)

**第8条** 会費は、四半期ごとに事業主が一括して口座振替にて前納しなければならない。ただし、入会後最初の四半期の会費及び、入会後口座振替によりがたい期分の会費は、第4条の入会手続きの際に事務局へ現金で納付しなければならない。

2 口座振替の日は、3月、6月、9月、及び12月の20日とする。ただし、当日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。

#### (会員証の再交付)

**第9条** 会員が会員証を紛失したときは、会員証再交付申請書(様式第7号)を提出することにより、会員証の再交付を受けることができるものとし、会員は、事務経費として1件につき300円を支払うものとする。

#### (退会)

**第10条** 次の各号のいずれかに該当するときは、会員証を添えて退会届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項の規定に基づく資格を失ったとき。

(2) 前号以外の理由により任意で退会するとき。

#### (資格の喪失)

**第11条** 前条の規定に基づき退会届により会員たる資格を喪失する日は、当該退会届を提出し、受理された日の属する月の翌月1日とする。ただし、死亡による退会の場合は、死亡した日とする。

#### (会費の返還)

**第12条** 前条の規定により資格を喪失したときは、既納の会費は返還しない。ただし、前納された会費のうち、退会届を提出し、資格を喪失した日の属する月以降の会費については返還する。

2 死亡による退会の場合は、既納の会費のうち死亡した日の属する月の翌月以降の会費については返還する。ただし、この場合における遡及は死亡日から1年を限度とする。

#### (変更)

**第13条** 会員は、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届(様式第6号)を提出しなければならない。

#### (除名)

**第14条** 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員を除名することができる。この場合において、第1号については理事長が決定し、第2号から第4号までについては理事会の決議により決定するものとする。

(1) 会費を6ヶ月以上滞納し、引き続き納入の見込がないと認められるとき。

(2) サービスセンターの事業を妨げる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為によりサービスセンターの事業から利益を得ようとしたとき又は得たとき。

(4) サービスセンターの定款及び規程に違反し、又はサービスセンターの信用を失わせしめるような行為をしたとき。

2 前項各号の規定に基づき会員を除名する場合は、理事会において決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、前項第1号に該当する者を除く。なお、当該会員の所在が不明である等、止むを得ない理由により連絡することが出来ない場合は、この限りではない。

3 第14条第1項の規定により、除名することを決定したときは、当該会員に文書により通知しなければならない。

#### (権利の喪失及び義務の履行)

**第15条** 第10条の規定により退会した者及び前条の規定により除名された者は、他に定めがある場合を除き、サービスセンターに対する一切の権利を喪失するとともに、サービスセンターに対して負担すべき一切の義務を履行しなければならない。

#### (規程の変更)

**第16条** この規程の変更は、理事会の決議を経なければならない。

#### (委任)

**第17条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、一般財団法人設立登記の日から施行する。

2 従前の財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンターに既に参加している者については、第4条の規定に基づく入会手続きを完了し、入会を承認されたものとみなす。

#### 附 則 (平成25年11月14日)

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年11月5日)

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年11月12日)

この改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月2日)

この改正規定は、令和3年3月2日から施行する。

#### 附 則 (令和4年5月13日)

この改正規定は、令和4年6月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年3月1日)

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。